

第45号議案

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「，第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

第18条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「，同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第30条の次に次の2条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告

書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第30条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載し

た前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第46条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「本項」を「この項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改め、同条第5項及び第6項中「本項」を「この項」に改める。

第47条第2項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「本項」を「この項」に改める。

第62条第6項中「地方開発事業団」を削り、同条第7項中「第10条の2の1

0」を「第10条の2の11」に改める。

第103条中「3, 298円」を「4, 618円」に改める。

附則第28条の5を削る。

附則第32条の2第1項中「1, 564円」を「2, 190円」に改める。

附則第40条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に，「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め，同条第2項第3号，同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め，同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に，「租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第40条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は，平成22年10月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第28条の5を削る規定並びに附則第40条の4及び附則第40条の5第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第30条の次に2条を加える改正規定及び第62条第7項の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日
- (3) 第62条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の芦屋市市税条例(以下「新条例」という。)第30条の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第30条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 平成23年中に新条例第30条の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書(同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

4 新条例第10条、第18条、第46条及び第47条の規定は、平成22年10月1日以後に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成22年10月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第100条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造

たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1, 000本につき1, 320円
 - (2) 新条例附則第32条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1, 000本につき626円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第102条第2項、第106条第4項及び第5項並びに第109条の規定を適用する。この場合において、新条例第10条中「第106条第1項若しくは第2項、」とあるのは「芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成22年芦屋市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第106条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第102条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第106条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第109条第2項

中「第106条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。

- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第107条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第106条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

年少扶養控除（16歳未満）の廃止に伴い、所得税においては年少扶養親族の情報を収集する必要がなくなる一方、個人市民税については、非課税限度額の判定のため、年少扶養親族を含む全ての扶養親族の数を把握する必要があることから、給与所得者及び公的年金等受給者について、扶養親族に関する事項を申告しなければならないものとする。（第30条の2及び第30条の3関係）

参考：個人市民税における非課税限度額

ア 均等割	合計所得金額 = 35万円 × (本人 + 扶養親族数) + <u>21万円</u>
イ 所得割	合計所得金額 = 35万円 × (本人 + 扶養親族数) + <u>32万円</u>

【扶養親族がいる場合のみ加算】

(2) 市たばこ税関係

ア 税率の改正

市たばこ税の税率を、次のとおり改正する。

(第103条及び附則第32条の2関係)

種 類	改正後	現 行
旧3級品たばこ（エコー、しんせい等）以外	4,618円	3,298円
旧3級品たばこ	2,190円	1,564円

(1,000本当たり)

【参考】たばこ1箱当たりの税負担額

(現行)	(改正後)																				
(例) 小売定価 300円	(例) 小売定価 400円																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: right;">税抜き価格分</td><td style="text-align: right;">110.84円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">消費税</td><td style="text-align: right;">14.28円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">国のたばこ税</td><td style="text-align: right;">87.44円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">都道府県たばこ税</td><td style="text-align: right;">21.48円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">市町村たばこ税</td><td style="text-align: right;">65.96円</td></tr> </table>	税抜き価格分	110.84円	消費税	14.28円	国のたばこ税	87.44円	都道府県たばこ税	21.48円	市町村たばこ税	65.96円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: right;">税抜き価格分</td><td style="text-align: right;">136.08円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">消費税</td><td style="text-align: right;">19.04円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">国のたばこ税</td><td style="text-align: right;">122.44円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">都道府県たばこ税</td><td style="text-align: right;">30.08円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">市町村たばこ税</td><td style="text-align: right;">92.36円</td></tr> </table>	税抜き価格分	136.08円	消費税	19.04円	国のたばこ税	122.44円	都道府県たばこ税	30.08円	市町村たばこ税	92.36円
税抜き価格分	110.84円																				
消費税	14.28円																				
国のたばこ税	87.44円																				
都道府県たばこ税	21.48円																				
市町村たばこ税	65.96円																				
税抜き価格分	136.08円																				
消費税	19.04円																				
国のたばこ税	122.44円																				
都道府県たばこ税	30.08円																				
市町村たばこ税	92.36円																				

イ 手持ち品課税の実施

税率及び小売価格が改正される日（平成22年10月1日）現在において、小売販売業者等が所有する在庫品たばこに対して、申告により、新旧税率の差額（引上げ額）に相当する税額の市たばこ税を課することとする。

（改正条例附則第4条関係）

(3) その他所要の規定の整理

3 施行期日

- (1) たばこ税に関する改正規定及び下記(2)から(4)まで以外の改正規定 平成22年10月1日
- (2) 租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の題名の変更に伴う改正規定及び附則第28条の5を削る改正規定 公布の日
- (3) 個人市民税における扶養親族の申告に関する改正規定 平成23年1月1日

- (4) 地方自治法の改正に伴う所要の規定の整理 同法の一部を改正する法律の施行の日